

★

広島県縮景園管理規則の一部を改正する規則（規則第十五号）（文化芸術課）

一 改正の要旨

広島県縮景園設置及び管理条例の一部が改正され、広島県縮景園の入園料に関して、利用料金制を廃止し県の収入としたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年四月一日

★ 広島県立美術館の特別展の観覧に係る入館料に関する規則の一部を改正する規則（規則第十六号）（文化芸術課）

一 改正の要旨

広島県立美術館条例の一部が改正され、広島県立美術館の入館料に関して、利用料金制を廃止し県の収入としたことに伴い、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十九年四月一日

★ 広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十七号）（医療介護保険課）

一 改正の要旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行つた。

二 施行期日

平成二十九年四月一日

★ 広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（規則第十八号）（職業能力開発課）

- 一 改正の要旨
広島県立高等技術専門校で実施する職業訓練の充実を図るため、訓練科の改編を行うとともに、定員を変更するなど、必要な改正を行った。
- 二 施行期日
平成二十九年四月一日

★ 広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則（規則第十九号）（職業能力開発
課）

一 改正の要旨

広島障害者職業能力開発校で実施する職業訓練の充実を図るため、総合実務科の改編を行うとともに、事務実務科の定員について必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十九年四月一日